平成 24 年２月 20 日

各　　位

住　　所　東京都渋谷区桜丘町 26 番１号
会 社 名　ＧＭＯクラウド株式会社
代表者名　代表取締役社長　青山　満
（コード番号：3788　東証マザーズ）
問合せ先　常務取締役コーポレート部門統括 閑野 倫有
（TEL：03-6415-6100）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年２月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年３月 22 日開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することとし、同議案が承認可決されることを条件として定款の一部を変更することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の理由

（１）当社グループが創業の精神として掲げるスピリットベンチャー宣言を定款に明記することにより、事業活動における当社の基本原則として明らかにするものであります。（変更案第２条）

（２）当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにするものであります。（変更案第28条）

（３）上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

別紙のとおり（下線部分は変更箇所を示しております。）

３．日程

定時株主総会開催日　　平成 24 年３月 22 日（木）
効　力　発　生　日　　平成 24 年３月 22 日（木）

以　上

Copyright (C) 2012 GMO CLOUD,KK. All Rights Reserved.

(別紙)

現 行 定 款	変 更 案
（新　設）	（創業の精神） 第２条　当会社ならびにGMOインターネットグループは、創業の精神として「スピリットベンチャー宣言」を掲げ、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献する。
第２条～第26条　（条文省略）	第３条～第27条　（現行どおり）
（新　設）	（取締役会による事後承認の禁止） 第28条　取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。 （２）　前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当会社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役社長は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。 （３）　前項の場合には、代表取締役社長は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。
第27条～第43条　（条文省略）	第29条～第45条　（現行どおり）

Copyright (C) 2012 GMO CLOUD,KK. All Rights Reserved.